

平成27年8月企業団議会議定例会会議録

会 期 8月31日（月曜日）午後2時00分～午後2時52分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員（11名）

1番	高木克尚	2番	白川敏明
3番	村山国子	4番	須貝昌弘
5番	栗野啓二	6番	野地久夫
7番	安藤喜昭	8番	高橋一由
9番	半澤高	10番	東海林一樹
11番	黒沢敏雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による出席者

企業長	小林香	副企業市長	仁志田昇司
理事 二本松市長 代理副市長	後藤宏迪	理桑折町長	高橋宣博
理国見町長 代理副町長	佐藤弘利	理川俣町長 代理副町長	伊藤智樹
代表監査委員	高村一彦	事務局長	渡辺勉
次長兼 総務課長	涌澤良明	施設管理課長	佐藤秋男

事務局出席者

総務課 課長補佐兼 総務係長	渡邊明範	施設管理課 課長補佐兼 施設第二係長	丹治朝輝
総務課 企画係長	菅野幸夫	施設管理課 施設第一係長	黒澤英夫
施設管理課 水質管理係長	渡辺裕志	総務課主査	茂木強
総務課主査	押見新一	総務課主査	矢目一夫
総務課主査	二階堂信		

## 1. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
  - (2) 会議録署名議員の指名
  - (3) 会期の決定
  - (4) 議席の指定
  - (5) 議案第4号ないし第7号及び報告第1号の提出
  - (6) 提案理由の説明
  - (7) 一般質問
  - (8) 討論、採決
- 

## 2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議案第4号 平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算
- (3) 議案第5号 平成26年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件
- (4) 議案第6号 福島地方水道用水供給企業団公告式条例の一部を改正する条例制定の件
- (5) 議案第7号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例制定の件
- (6) 報告第1号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の継続費繰越しの件

## 午後2時00分 開 会

**議長（高木克尚）** 定足数に達しておりますので、これより8月企業団議会定例会を開会いたします。

日程に従いまして、議事進行上、改選議員の仮議席を指定いたします。

6番を仮議席として指定いたします。

会議録署名議員の指名をいたします。

3番、村山国子議員、8番、高橋一由議員を指名いたします。

会期の決定をいたします。

会期は、本日8月31日の1日間とすることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

**議長（高木克尚）** ご異議ございませんので、会期は、本日、8月31日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めするため、会期中、企業長以下、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることにいたします。

日程に従い、これより新たに企業団議員となられた方の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、6番、野地久夫議員を指定いたします。

ただいま企業長より議案の提出がありました。

議案は、お手元に配付の印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に従い議案第4号ないし議案第7号及び報告第1号を一括して議題といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

**企業長（小林 香）** 議長、企業長。

**議長（高木克尚）** 企業長。

【企業長（小林 香）登壇】

**企業長（小林 香）** 本日、ここに8月企業団議会定例会の開会に当たり、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算等の議案4件及び報告1件でございますが、これらの提案理由を申し上げるに先立ち、企業団の近況等についてご報告したいと存じます。

初めに、緊急備蓄資材倉庫新築について申し上げます。平成25年度及び平成26年度の2カ年にわたり入札不調等により見送りとなっております、緊急備蓄資材倉庫新築事業でございますが、本年4月に契約に至りまして、現在10月末の完成を目指し、工事が進捗しております。完成後におきましては、災害時における迅速な復旧に大きく寄与するものと考えております。

次に、企業団の事業運営に関する計画について申し上げます。安全・安心でおいしい水を安定的

に供給するための第2期事業運営計画及び給水料金の低廉化と経営を長期的に安定させるための第4期財政計画を策定いたしまして、その内容について、さきの企業団議会全員協議会にて報告申し上げたところでございますが、本日、関係条例の一部を改正する条例制定の件についてご審議を賜るものでございます。

次に、今回提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案第4号 平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきましては、債務負担行為を追加するものでございます。

議案第5号 平成26年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきましては、決算の認定について議決をお願いするものでありますが、監査委員の意見につきましては、附属書類のとおりでございます。

議案第6号 福島地方水道用水供給企業団公告式条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、国見町役場の位置が変更になったことから、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、給水料金の適正化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

報告第1号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の継続費繰越しの件につきましては、平成26年度継続費予算に残額が生じたことから、平成27年度へ繰り越したものでございます。

以上が提出議案及び報告の概要でございますが、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

**事務局長（渡辺 勉）** 議長、事務局長。

**議長（高木克尚）** 事務局長。

【事務局長（渡辺 勉）登壇】

**事務局長（渡辺 勉）** それでは、お手元の議案書等に従いましてご説明を申し上げます。

まず、議案書目次をお開き願います。議案は、第4号 平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算、第5号 平成26年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件、第6号 福島地方水道用水供給企業団公告式条例の一部を改正する条例制定の件、第7号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例制定の件の4議案でございます。報告は、第1号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の継続費繰越しの件の1件でございます。

まず、議案書の1ページをお開き願います。初めに、議案第4号、平成27年度補正予算につきましてご説明申し上げます。別冊の平成27年度補正予算説明書の2ページ、3ページもあわせてご覧いただきたいと存じます。

補正予算は、すりかみ浄水場ほか運転管理等業務委託を記載のとおり債務負担行為として実施す

るため、予算に追加するものでございます。この業務委託につきましては、現在平成25年度から平成27年度までの3カ年契約により執行しているところでございまして、本年度が最終年度でございます。来年度以降の平成28年度から平成30年度までの3カ年につきましては、新たに発注するに当たり、平成28年度の当初から業務を開始する必要がありますことから、本年度中に契約行為を行うため、本年度の予算を補正いたしまして債務負担行為を追加するものでございます。受注者の決定及び契約までに手続期間を要し、さらに契約締結日から実際の業務開始までに準備期間を要するものでございます。

議案第4号の説明は以上でございます。

次に、議案書2ページの議案第5号 平成26年度決算認定の件につきましてご説明申し上げます。平成26年度の決算につきましては、議会の認定に付すものでございますが、その内容につきましては、別冊の決算書によりご説明を申し上げます。決算書をご覧ください。

初めに、水道用水供給事業報告書からご説明を申し上げます。決算書の2ページをお開き願います。1、概況、(1)、総括事項の①、業務の状況、(イ)の水道用水供給事業でございますが、平成26年度の年間総送水量は4,038万9,880立方メートルで、前年度と比較しまして51万3,780立方メートルの減となりました。また、年間総有収水量は4,010万3,133立方メートルで、前年度と比較しまして44万9,081立方メートルの減、当初予定水量と比較しまして18万5,747立方メートルの減となりましたが、有収率は99.3%で、前年度と比較しまして0.2ポイントの向上となりました。給水収益は35億3,594万118円で、当初予算と比較しまして854万3,882円の減となっております。

続きまして、(ロ)の水質検査事業でございますが、構成団体の原水及び浄水の水質検査を受託し、水質検査手数料は2,259万4,450円で、当初予算と比較しまして11万450円の増となっております。

次に、中ほど②の財政状況でございますが、収益的収支は、水道用水供給事業収益46億3,305万1,089円に対しまして、水道用水供給事業費用は44億7,050万6,273円でございます。収支差引額1億6,254万4,816円が当年度純利益となり、前年度繰越欠損金から当年度純利益及びその他未処分利益剰余金を差し引きました残額12億9,506万1,815円は、未処理欠損金として翌年度に繰り越してございます。

続きまして、資本的収支でございますが、資本的収入35万円に対しまして、資本的支出は19億174万4,091円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額19億139万4,091円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填したものでございます。

次に、③の施設の耐震化でございますが、伏黒水管橋耐震化補強工事を平成27年度竣工予定の継続工事として実施したものでございます。

次に、④の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応でございますが、福島県から無償貸与を受けましたゲルマニウム半導体検出装置により放射性物質のモニタリング検査を実施し、

結果をホームページに掲載するなど、安全性について広く周知に努めたところでございます。

また、浄水場敷地内に保管を余儀なくされている浄水ケーキの早期処分につきましては、全国水道企業団協議会や日本水道協会の協力を得ながら、国・県等関係機関への働きかけを引き続き行ったものでございます。

次に、3ページの(2)、議会議決事項でございますが、平成26年5月議会臨時会、平成26年8月議会定例会及び平成27年2月議会定例会におきまして議決を賜りました案件は、記載のとおりでございます。

次に、(3)、職員に関する事項でございますが、特別職を除く職員数につきましては、一般職22名で、内訳は記載のとおりでございます。

次に、(4)、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項でございますが、消費税法等の改正に伴い、平成26年度4月分の給水料金から新税率を適用したものでございます。

次に、4ページの2、工事、(1)、建設工事の概況及び(2)、保存工事の概況でございますが、100万円以上の工事は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、5ページの3、業務、(1)のイ、業務量でございますが、取水量、送水量、有収率等を前年度との比較で記載してございます。

続きまして、ロの業務内容でございますが、送水量、有効水量及び有収水量を月別に記載してございます。

また、次の6ページ上段の表は、構成団体別の年間総給水量、1日最大給水量及び1日平均給水量を示してございます。詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、6ページの中ほどより下から7ページにかけてのハの共同水質検査でございますが、福島県水道水質管理計画に基づきまして、企業団及び各構成団体の水質検査を企業団において実施したものでございます。検査内容等の実施状況は記載のとおりでございます。

次に、8ページをお開きください。(2)、事業収益に関する事項でございますが、イの事業収益は、営業収益と営業外収益を合わせまして46億3,305万1,089円となり、ロの供給単価は88円17銭となるものでございます。

次に、(3)、事業費用に関する事項でございますが、イの事業費用は、営業費用、営業外費用及び特別損失を合わせまして44億7,050万6,273円となり、ロの給水原価は111円12銭となるものでございます。前年度と比較しまして、事業収益、事業費用ともに規模が大きくなり、また給水原価も上昇してございますのは、地方公営企業会計基準の改定により、みなし償却制度が廃止になったことに伴うものでございます。

次に、9ページの4、会計でございますが、10ページにかけての(1)、重要契約の要旨は、100万円以上のものを記載してございます。イの物品等の購入関係が6件、ロの工事請負関係が14件、ハの業務委託関係が24件でございますが、内容は記載のとおりでございます。

次に、11ページの(2)、企業債の概況でございますが、当年度分の償還高は合計で17億7,874万815円でございます。そういたしまして、26年度末の未償還残高は、合計で228億7,519万5,306円となっております。

次に、5、その他、(1)、資産の譲渡等の対価以外の収入の使途についてでございますが、消費税法基本通達によりまして、決算関係書類等でその使途を明らかにし、特定する必要がありますことから、記載いたしましたものでございます。

次に、水道用水供給事業会計決算につきましてご説明申し上げます。14ページ、15ページをお開きください。

初めに、1、平成26年度決算報告書でございます。(1)、収益的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款水道用水供給事業収益の予算額合計49億2,553万7,000円に対しまして、決算額は49億1,787万4,686円となり、予算額に比べ766万2,314円の減となったものでございます。これは、給水収益の減などによるものでございます。

続きまして、支出の部の第1款水道用水供給事業費用の予算額合計48億9,759万2,000円に対しまして、決算額は47億4,561万517円となり、1億5,198万1,483円の不用額が発生したものでございます。

次に、16ページ、17ページをご覧ください。(2)、資本的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款資本的収入の予算額合計35万円に対しまして、決算額は予算額どおりとなったものでございます。

続きまして、支出の部の第1款資本的支出の予算額合計19億1,320万円に対しまして、決算額は19億174万4,091円となり、896万2,440円を翌年度へ繰り越しをし、不用額は249万3,469円となったものでございます。

次に、19ページをお開きください。19ページは、2、損益計算書でございますが、これは一営業期間における企業団の経営成績をあらわしたものでございます。

まず、営業収益は35億6,029万8,528円で、営業費用は39億5,025万6,034円となり、差し引きの営業損失は3億8,995万7,506円でございます。また、営業外収益は10億7,275万2,561円、営業外費用は5億590万5,239円で、営業外利益が5億6,684万7,322円となり、経常利益は1億7,688万9,816円でございます。さらに、特別損失は1,434万5,000円でございます。

その結果、当年度純利益は1億6,254万4,816円となり、その他未処分利益剰余金変動額54万1,500円とともに、前年度繰越欠損金14億5,814万8,131円から差し引きますと、12億9,506万1,815円が当年度未処理欠損金となるものでございます。

次に、20ページ、21ページをご覧ください。20ページ、21ページは、3、剰余金計算書でございますが、表の欄外に米印で示しましたとおり、改定後の地方公営企業会計基準適用に伴い、資本金におきましては、借入資本金が固定負債及び流動負債へと振り替えとなり、資本剰余金におきまし

ては、受贈資産寄附金、国庫補助金、県補助金及び工事負担金が、非償却資産分を除き、繰延収益の長期前受金に振り替えとなっております。

表の一番下の欄、当年度末残高は、20ページの中ほど、資本金合計が405億5,687万2,414円となり、また21ページの中ほど、資本剰余金合計が36億3,976万5,588円となるものでございます。

欠損金は、その他未処分利益剰余金の処分及び当年度純利益の発生により、当年度末残高の欄の21ページの右から3つ目の当年度未処理欠損金は12億9,506万1,815円となるものでございます。

そういたしまして、一番右、資本合計は429億157万6,187円となるものでございます。

次に、21ページ下段の4、欠損金処理計算書でございますが、12億9,506万1,815円が翌年度への繰越欠損金となるものでございます。

次に、22ページ、23ページをご覧ください。22、23ページは、5、貸借対照表でございますが、これは企業団の財政状況をあらわしたものでございます。

まず、資産の部、1、固定資産は、減価償却累計額を控除した後の正味資産をあらわしております、有形固定資産509億4,402万3,660円、無形固定資産534億178万6,292円で、固定資産の合計は1,043億4,580万9,952円でございます。

続きまして、2、流動資産は、現金預金の期末残高と年度内に収入とならなかった平成27年3月分給水料金、水質検査手数料の営業未収金、さらに貯蔵品を合わせまして、流動資産の合計は81億6,549万9,986円でございます。固定資産と流動資産を合わせました資産合計は1,125億1,130万9,938円でございます。

続きまして、23ページの負債の部でございますが、3、固定負債は企業債の210億6,427万7,513円で、4、流動負債は、企業債、未払金、引当金、その他流動負債を合わせまして、20億6,256万5,573円でございます。さらに、5、繰延収益と合わせまして負債合計は696億973万3,751円でございます。

次に、資本の部でございますが、資本合計は429億157万6,187円で、20ページから21ページの剰余金計算書の中でご説明申し上げましたとおりでございます。

そういたしまして、負債資本合計で1,125億1,130万9,938円となり、資産合計と一致するものでございます。

次に、水道用水供給事業会計決算附属明細書をご説明申し上げます。

26ページをお開きください。26ページは、1、キャッシュ・フロー計算書でございますが、これは一事業年度のキャッシュ・フロー、いわゆる現金の流れの状況を、業務活動、投資活動、財務活動に区分してあらわしたものでございます。

次に、27ページから29ページの2、収益費用明細書でございますが、これは決算内容を款、項、目、節ごとにあらわしたものでございます。

次に、30ページの3、固定資産明細書でございますが、これは22ページの貸借対照表でご説明申し上げました有形、無形固定資産の明細でございます。



次に、31ページから34ページの企業債明細書は、起債内容及び償還状況を年次別にあらわしたものでございます。

そういたしまして、最後に35ページをお開きください。5、注記でございますが、ローマ数字のⅠ、重要な会計方針では、固定資産の減価償却方法など、一つの会計事実に複数の会計処理の方法が認められているものにつきまして、当企業団が採用した会計処理の方法を明らかにしたものでございます。

ローマ数字のⅡ、貸借対照表関連では、賞与及び法定福利費につきまして、当該年度の支出額が明らかになるように、引当金の取り崩し額を明記しているものでございます。

以上が決算書に関する説明でございます。

なお、本決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項による決算審査が行われておりまして、監査委員より別冊のとおり、決算審査意見書及び資金不足比率審査意見書が提出されてございます。

また、資金不足の比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告申し上げ、公表するものでございます。

審査意見書の最後のほうになりますが、21ページをご覧ください。審査意見書の21ページには資金不足比率につきまして記載してございますが、平成26年度決算においても、資金不足はございませんでした。

議案第5号の説明は以上でございます。

それでは、また議案書のほうに戻っていただきたいと思っております。議案書の3ページをご覧ください。議案書の3ページでございます。議案第6号 公告式条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

本年3月の国見町役場の位置変更に伴い、所要の改正を行うものでございます。別表でございますが、国見町役場掲示場の項、所在地の欄中、「2番地の1」を「1番7」に改めるものでございます。

議案第6号の説明は以上でございます。

次に、議案書の5ページをご覧ください。5ページは、議案第7号 水道用水供給条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

現行の給水料金につきましては、平成27年度までを算定期間としました第3期財政計画によるものでございますが、このたび平成28年度からの次期財政計画を策定し、料金を算定したものでございます。

第4条第2号従量料金につきましては、1立方メートル当たり46円から38円に改めるものでございます。また、基本料金につきましては、受水団体ごとに月額を定めた別表を記載のとおり改める

ものでございます。

6 ページの附則の経過措置にございますとおり、平成28年度4月分の給水料金から適用とするものでございます。

議案第7号の説明は以上でございます。

次に、7 ページの報告第1号、予算の継続費繰越の件につきましてご説明を申し上げます。

8 ページをご覧ください。8 ページの表の中ほど、26年度継続費予算現額1億1,697万円に対しまして、支払い義務発生額が1億800万7,560円となり、残額896万2,440円を平成27年度へ通次繰り越したものでございます。

報告第1号の説明は以上でございます。

以上、議案4件並びに報告1件につきましてご説明を申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

**議長（高木克尚）** 日程に従い、これより一般質問に入ります。

通告者は、5番、栗野啓二議員、3番、村山国子議員です。

順序に従い、発言を許します。

5番、栗野啓二議員。

**5番（栗野啓二）** 議長、5番。

**議長（高木克尚）** 5番。

**5番（栗野啓二）** 平成27年8月の企業団の議会定例会におきまして質問させていただきます、福島県の栗野です。よろしくお願いいたします。

今議会において、議案第7号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例制定の件については、いわゆる企業団から構成団体への水の供給単価を引き下げる条例が提案されました。すなわち第4期財政計画の提案であると理解しております。これまでの料金算定方式を、現行の資金ベースから損益ベースへと変更し、構成団体への水の供給単価を引き下げ、構成団体間の料金格差を縮小するという提案であり、企業団体の努力に対して一定の理解を示すところであります。

そこで、質問します。第4期の財政計画の策定に当たり、現行の資金ベースの検証をどのようにされたのか伺いたいと思います。

**事務局長（渡辺 勉）** 議長、事務局長。

**議長（高木克尚）** 事務局長。

**事務局長（渡辺 勉）** お答えいたします。

平成19年4月の本格供給開始から現在まで、企業団の経営安定を確保しながらも構成団体の過大な負担とならないよう、料金体系の見直しを行ってまいりました。施設更新経費の発生が少ない第2期、第3期財政計画期間におきましては、料金の低廉化と内部留保資金の維持抑制を目的に、資

金ベースによる算定を採用し、一定程度の効果が見られたものと考えております。

また、財政計画策定後に生じたさまざまな要因により、平成27年度末資金残高は、第4期財政計画での見込み額に5億円程度の増が生じますが、安定した経営が図られたものと考えております。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（高木克尚）5番。

5番（栗野啓二）次に、新たな体系、損益ベースに変更した理由について伺いいたします。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）お答えいたします。

現行の料金体系は、現金支出を料金算定経費とする資金ベースでの算定でございます。この料金算定方式は、施設更新経費が少ない平成22年度から平成27年度までの6年間においては、料金の低廉化を図るのに適した方法でございました。しかし、供給開始から10年以上が経過し、今後施設更新経費が増大してくる局面におきましては、資金ベースによる算定では料金の低廉化を図ることは困難になってまいります。また、給水料金と経営を長期的に安定させる観点から、公営企業会計の原則に基づき、経費の的確な原価計算により、適切な料金算定を行うことができる損益ベースの総括原価方式へ変更、見直ししたものでございます。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（高木克尚）5番。

5番（栗野啓二）次に、今回の改定において、昭和63年6月の構成団体間の協定書の内容で、「用水料金は地域格差のない統一料金とすることとし、その算出については総括原価主義を基本として検討する」という趣旨のもと、給水料金を設定しているとありますが、今回の改定についても同様の趣旨であるか伺いたいと思います。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）お答えいたします。

企業団の給水料金につきましては、昭和63年6月に締結をいたしました、福島地方水道用水供給事業の実施に関する協定書、いわゆる63協定第5条に規定されております「用水料金は地域格差のない統一料金とすることとし、その算出については総括原価主義を基本として検討する」という趣旨のもと、設定してきたものでございます。今回の改定におきましても、同じ趣旨のもとで料金を算定したものでございます。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（高木克尚）5番。

5番（栗野啓二）次に、この地域格差がない統一料金とはどのような趣旨かを再度伺いたいと思います。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）お答えをいたします。

用水供給事業として、水源をダムに求め、圏域の広範囲に給水を行っている当企業団の場合、構成団体の求めに応じて設備投資を行ってきたものでございまして、その広域化という見地から、これら個別の投資的経費に基づく供給単価とするのではなく、方部系や給水地点の別にかかわらず、統一料金とすることを意味すると考えております。仮に個別の原価方式をとった場合、遠距離であればあるほど、また地域の起伏が激しいほど経費が割高になる可能性が大きくなると考えられるものでございます。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（高木克尚）5番。

5番（栗野啓二）このような新しい体系ですが、この体系では地域格差がない統一料金を実現することができるのかどうかを伺いたいと思います。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）お答えいたします。

新たな料金体系に基づく改定料金につきましても、現行料金と同様、63協定の趣旨のもとに設定をいたしました地域格差のない統一料金であると考えております。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（高木克尚）5番。

5番（栗野啓二）今の答弁に対する質問をさせていただきますが、統一料金に対する考え方の基本がずれてきますと、価格が下がったものの、消費量の約7割以上を占めます福島市においては、喜ばれる改定になっているのかなというふうな疑問を感じるところでございますが、見解を伺いたいと思います。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）ただいまの再質問にお答えいたします。

今回の改定におきましては、構成団体の共通の願いであります給水料金の低廉化を図るとともに、1立方メートル当たりの供給単価に換算した場合に生じます格差を限りなく改善をし、あわせて長期的な経営の安定を図るため、全ての構成団体にご理解をいただきながら設定をしたものでございます。

5 番（栗野啓二）議長、5 番。

議長（高木克尚）5 番。

5 番（栗野啓二）ありがとうございます。

次に、過去に設定したダム参加水量と実績水量との乖離が、構成団体間に施設利用率の差が生じ、料金の低廉化等長期的に安定した料金体系を構築するために、料金体系の全面的な見直しを実施したということでこの第4期財政計画が策定されたと思いますが、予測期間の平成28年度から平成36年度までの9年間で構成団体間の負担割合の均等化が図れるか伺いたいと思います。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）お答えいたします。

現行料金におきましては、過去に設定をしました参画水量と実績水量との乖離や構成団体間に施設利用率の差があることなどにより、1立方メートル当たりの供給単価に換算した場合には、構成団体間に格差が生じている現状がございます。

このことから、改定料金におきましては、長期的な経営の安定化を前提とした全体的な料金の低廉化を図るとともに、全国ほとんどの水道事業体で参考としております、日本水道協会作成の水道料金算定要領における考え方であり、参画水量に対する要望水量の割合を料金算定に加味することにより、公平性を確保しながら供給単価での格差改善に努めたものでございます。

【何事か呼ぶ者あり】

5 番（栗野啓二）5 番。

議長（高木克尚）5 番。

5 番（栗野啓二）今回施設更新計画も策定されておるようでございます。水需要が減少する社会の環境の中、当然のことながら企業団の売り上げ減少も予測されますし、企業団の経営環境も厳しさを増していると思いますが、利用者への負担増を発生させないため、企業団が施設更新計画を策定したと思います。この施設更新計画の中で、減価償却費の考え方について伺いたします。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）お答えいたします。

減価償却費につきましては、地方公営企業法施行規則で定められた法定耐用年数で適正に処理しております。

5 番（栗野啓二）議長、5 番。

議長（高木克尚）5 番。

5 番（栗野啓二）次に、施設の耐用年数と施設更新の時期について伺いたします。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）お答えいたします。

施設の耐用年数につきましては、地方公営企業法施行規則で定められている法定耐用年数を基本としながら、日本水道協会発行の水道施設更新指針を参考に、供給開始時から積み上げてまいりましたデータ及び実績をもとに、設備ごとの更新時期の検討を行い、実用的な耐用年数の更新期間を設定したものでございます。

更新時期につきましては、企業団の施設及び設備の規模が膨大であることから、電気機械設備、水質検査機器、建築土木の3部門に整理をし、延命化を前提に更新時期の検討を行い、予防保全型の維持管理の徹底を図りながら詳細な更新時期を設定したものでございます。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（高木克尚）5番。

5番（栗野啓二）今までなかなかなかった耐用年数と施設更新の時期の整合性を図っていくようでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、内部留保資金の適正額はどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）お答えいたします。

内部留保資金につきましては、内部留保資金の適正規模に関する日本水道協会顧問の公認会計士の見解として、少なくとも一会計年度の事業費相当分の資金は内部に留保すべきとの意見をいただいております。

いずれにいたしましても、水道用水の安定供給を行うため、今後の莫大な費用を要する施設の更新などに対応していく必要がございますことから、これら内部留保資金の有効な活用により、構成団体の急激な負担増を招くことのないよう、かつ企業団経営の健全性を確保しつつ、給水料金の安定化に努めてまいりたいと考えております。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（高木克尚）5番。

5番（栗野啓二）今後ピークになる、33年度がピークになるというふうなお話を伺っておりますので、ぜひ無駄のないというのでしょうか、内部留保資金だけを積み重ねるようなことでなく、有効な活用をお願いしたいと思います。

次に、基本料金配賦方式は、ダム納付金2分の1を福島市が負担し、残りの2分の1を福島市以外の2市3町が参画水量により負担するとなっておりますが、この考え方についてお伺ひいたします。

企業長（小林 香）議長、企業長。

議長（高木克尚）企業長。

企業長（小林 香）お答えします。

ダム納付金につきましては、ダム所在市町村の受水相当分が控除されますので、本来、法の趣旨からは、ダム所在市である福島市に負担義務はございませんが、全ての構成団体における給水料金の低廉化と構成団体の格差改善を図るため、引き続き福島市に2分の1を負担していただくことでご理解いただき、理事会で承認されたものでございます。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（高木克尚）5番。

5番（栗野啓二）なかなか……福島市としては、構成団体間の負担の均等化ということが非常に大きな課題であるというふうに理解しておりますので、この部分が非常に、私どもがなるほどと納得し得ない部分があるように思います。この辺は今後のいろんな企業団の努力で解消していただきたいというふうに要望しまして、私の質問を終了いたします。

議長（高木克尚）以上で栗野啓二議員の質問を終わります。

次に、3番、村山国子議員の発言を許します。

3番（村山国子）議長、3番。

議長（高木克尚）3番。

3番（村山国子）3番議員、村山国子です。私は、議案第7号について数点質問していきたいと思えます。

先ほど5番議員、栗野議員からもありましたが、同じ質問になってしまうのですが、ちょっとお聞きしたいと思います。本企业団は、料金算定に当たっては、日本水道協会の水道料金算定要領を参考に行うとしてありますが、内部留保資金については、日本水道協会はどのような見解か伺いたしたいと思います。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）お答えいたします。

内部留保資金につきましては、内部留保資金の適正規模に関する日本水道協会顧問の公認会計士の見解として、少なくとも一会計年度の事業費相当分の資金は内部に留保すべきとの意見をいただいております。

3番（村山国子）議長、3番。

議長（高木克尚）3番。

3番（村山国子）ただいまの答弁について伺いたいと思うのですが、一会計の事業費ぐらいということなのですが、本企业団に当てはめた場合、内部留保資金の額については、当企業団ではどれくらいが妥当と考えているか伺います。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）このたびの財政計画の中では、9カ年の財政予測をしてございますが、公営企業会計制度の改正によりまして、国庫補助金等の分の減価償却分を除きました支出で見ますと、おおむね34億円から27億円程度の支出が見込まれておりますが、内部留保資金の適正額は、それぞれの団体によりまして施設設備の状況が違いますことから、更新対象資産の内容や規模も異なりますので、一般的な規模で当企業団の適正規模を判断することは困難であるというふうに考えております。

3番（村山国子）議長、3番。

議長（高木克尚）3番。

3番（村山国子）次の質問に移ります。

現行の従量料金を、1立方メートル当たり46円を38円に改めるとあります。30円に改めた場合の平成36年度末の内部留保資金の推計される額を伺います。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）お答えいたします。

従量料金を1立方メートル当たり30円とし、不足する額を内部留保資金で充当すると仮定をした場合、平成36年度末の内部留保資金は29億629万6,000円と推計をされます。

3番（村山国子）議長、3番。

議長（高木克尚）3番。

3番（村山国子）現行の46円を8円引き下げて38円に改めた財政計画では、平成36年度末の内部留保資金が約57億円弱まで積み上がります。内部留保資金を年間の1会計の事業費と考えれば、現行の従量料金1立方メートル当たりを46円を30円に改めることは可能ではないかと思えます。従量料金の1立方メートル当たり30円に改めるべきですが、見解を伺います。

企業長（小林 香）議長、企業長。

議長（高木克尚）企業長。

企業長（小林 香）お答えします。

内部留保資金につきましては、将来の施設更新や企業債償還に充当される重要な財源でありますことから、今後も適正な資金確保に努めてまいりたいと考えております。料金につきましては、地方公営企業法に基づき、企業経営の健全性の確保を基本とした適正な設定に努めてまいりたいと考えております。

3番（村山国子）議長、3番。

議長（高木克尚）3番。



3番（村山国子）ただいまの答弁なのですが、次期の財政収支計画にある施設更新計画や委託料、工事請負費、そして車両等の更新も既に計上されています。現在の構成団体は、企業団の過大な水需要を前提とした莫大な建設費用を負担してきていますから、建設の経費、そして将来の施設更新の経費と二重に負担させられることとなります。これらを考えれば、せめて内部留保資金は構成団体にきっちりと還元すべき性質のものではないでしょうか。内部留保資金を吐き出し、従量料金の低廉化を図るべきではないでしょうか、改めて伺います。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）今回の料金改定は、9年間で収支均衡を図る設定のものでございますので、平成36年度末に見込まれます累積欠損金は、平成27年度末の見込み額であります13億6,796万1,000円から大きな変動はございません。しかし、仮に従量料金を30円に改めました場合、36年度末の累積欠損金は、3倍以上の41億2,432万円まで膨らむものと予測されます。健全経営から大きく逸脱するものと考えております。会計原則に照らしましても、採用することは困難な料金設定と考えております。

3番（村山国子）ぜひ低廉化を図っていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高木克尚）以上で村山国子議員の質問を終わります。

これをもって、本定例会の一般質問は終了いたしました。

これより討論に移ります。

討論通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後2時48分 休 憩

---

午後2時49分 再 開

議長（高木克尚）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号 平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（高木克尚）起立多数。

よって、議案第4号につきましては原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第5号 平成26年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認

定の件につきまして、決算のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

**議長（高木克尚）** 起立多数。

よって、議案第5号につきましては決算のとおり認定されました。

続きまして、議案第6号 福島地方水道用水供給企業団公告式条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

**議長（高木克尚）** 起立多数。

よって、議案第6号につきましては原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第7号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

**議長（高木克尚）** 起立多数。

よって、議案第7号につきましては原案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

議員

議員